



プロフィール

一橋大学法学部卒業、同大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学後、成城大学法学部助教授・教授、パリ第二大学比較法研究所招聘教授等を経て、1999年4月より東北大学法学部教授・同大学院法学研究科教授に就任。専攻は、憲法学・比較憲法学・ジェンダー法学で、法学博士。著書『フランス革命の憲法原理』（1989年・日本評論社）により第7回渋沢クロード賞を受賞しました。東北大学就任時は国立大学法学部・法学研究科初の女性の憲法学教授であり、日本学術会議第19・20・21期会員・同科学者委員会副委員長、同男女共同参画分科会委員長、国際憲法学会日本支部副代表、日本公法学会理事、ジェンダー法学会副理事長などを務めています。

我が国を代表する憲法学者として活躍すると同時に、21世紀COEプログラム、グローバルCOEプログラムの拠点リーダー、東北大学法学研究科ジェンダー法・政策研究センター長なども務め、男女共同参画社会の法と政策に関する世界最高水準の研究・教育を実践しています。

研究内容

◇憲法学、ジェンダー法学の研究

憲法学・比較憲法学の研究者として、『人権の普遍性と歴史性』（1992年・創文社）、『憲法』（2000年、第3版 2008年・日本評論社）、『市民主権の可能性』（2002年・有信堂）、『比較憲法』（2003年・岩波書店）など、憲法の基本原理やフランス憲法に関する多くの単著・共著編書などを刊行しています。

さらに、1976年に日本ではじめてオランプ・ドゥ・グージュの「女性の権利宣言」（1791年）に関する論文を発表して以来、『女性と人権』（1997年・日本評論社）、『ジェンダーと法』（2005年・不磨書房）、『ジェンダーと人権』（2008年・日本評論社）などの多くの著書を刊行し、「女性の人権」やジェンダー法学の研究を担ってきました。ジェンダーとは社会的・文化的な性差のことで、不合理な男女差別や

偏見が法学や司法にも存在しています。そこで、21世紀COEプログラム「男女共同参画社会の法と政策」ではジェンダー視点にたった法学研究教育をめざして、ジェンダー法政策研究叢書全12巻（2004-2008年、東北大学出版会）の刊行など、大きな成果をおさめました。M. Tsujimura, *International Perspectives on Gender Equality and Social Diversity* (ed.), Tohoku University Press, 2008, M. Tsujimura, *Egalité des Sexes : La Discrimination Positive en Question*, Société de la Législation Comparée, 2006 (dir. avec D. Lochak) などは海外でも高く評価され、2008年からのグローバルCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」拠点 (<http://www.law.tohoku.ac.jp/gcoe/>) の研究教育成果も期待されています。



最近の主な著作一覧



2004年国際シンポジウム開催

メッセージ

◇性別や人種などによる差別のない男女共同参画社会・共生社会の実現へ

憲法学研究者をめざして研究を続けていた大学院生のとき、「女性は憲法には向かない」などの偏見・固定観念によってなかなか大学のポストに就けずたいへん苦勞をした経験があります。それから30年近くたった今でも、日本の女性研究者の比率は12.4%にすぎず、理工系分野では極度に低くなっています。そこで不合理な性差別や性別役割分業をなくすため、日本学術会議の男女共同参画分科会委員長、東北大学男女共同参画委員会副委員長などとして、学術分野の男女共同参画に取り組んできました。また憲法学やジェンダー法学の研

究者としても、ジェンダーの視点から従来の人権論や平等論を見直して、新たな理論を構築することをめざしています。先端的研究と次世代育成を本分とする大学では、ジェンダー平等の意義と課題を明らかにするための学際的学問研究を推進するとともに、みずから率先して男女共同参画社会を形成しなければなりません。そのために東北大学は、積極的な取り組みを行ってロールモデルを提供すべく努力しています。性別や人種などによる差別なく、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会・共生社会を実現するために、すべての人が力を合わせていくことが望まれます。